

生産効率改善 B O I 布告

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●生産効率改善のための投資奨励策についての投資奨励委員会布告第1・25
57号

前文省略

第1項 省エネルギー、代替エネルギー使用、または環境への影響低減のための投資奨励策

1・1、本奨励策は投資奨励を受けているかどうかを問わず、既存の事業に適用する。投資奨励を受けていない場合は、投資奨励委員会が投資奨励を布告した業種でなければならない。

1・2、既存の投資奨励を受けたプロジェクトは、法人所得税の減免期間が終了した時、または法人所得税免除を受けていないプロジェクトであれば、本奨励策のもとに奨励申請することができる。

1・3、土地代及び回転資金を除く投資規模は100万バーツ以上でなければならない。ただし中小企業（SME）の投資プロジェクトであれば、土地代及び回転資金を除く投資規模は50万バーツ以上とする。

1・4、中小企業（SME）の範疇に入る事業者は以下の原則を有していなければならない。

1・4・1、奨励を受けた事業、奨励を受けていない事業の双方の事業全体で、奨励申請人は2億バーツ以下の純恒久資産、または土地代及び回転資金を除く投資規模を有していなければならない。

1・4・2、タイ国籍の自然人が登録資本金の51%以上の株式を保有していなければならない。

1・5、以下のいずれかの件における実施による、省エネルギー、代替エネルギー使用、または環境への影響軽減のための機械更新投資計画を提出しなければならない。

1・5・1、定められた割合に基づくエネルギー使用低減のための最新技術への機械更新。

1・5・2、全エネルギー使用と比較した時、定められた割合で代替エネルギーを事業に使用するための機械更新。

1・5・3、廃棄物、廃水、または排気量の低減であるかを問わず、定められた基準に基づく環境への影響低減のための機械更新。

1・6、以下の権利と特典が得られる。

1・6・1、全ゾーンでの機械輸入関税免除。

1・6・2、土地代及び回転資金を除く、機械更新における投資金の50%の割合で、法人所得税の3年間の免除。ここに既存事業の収入に対する法人所得税の免除を受ける。

1・6・3、法人所得税免除の期間は、奨励証を受け取った後に収入があった日から起算する。

1・7、仏暦2560年12月31日までに投資奨励申請書を提出しなければならない。奨励証の交付日から3年以内に実施を完了しなければならない。

1・8、本奨励策に基づき申請された全ての規模の投資において、投資奨励委員会事務局が既存プロジェクトに対する投資奨励付与を審査、認可する。

第2項 生産効率向上のための機械更新投資の奨励策

2・1、本奨励策は投資奨励を受けているかどうかを問わず、既存の事業に適用する。投資奨励を受けていない場合は、投資奨励委員会が投資奨励を布告した業種でなければならない。

2・2、既存の投資奨励を受けたプロジェクトは、法人所得税の減免期間が終了した時、または法人所得税免除を受けていないプロジェクトであれば、本奨励策のもとに奨励申請することができる。

2・3、土地代及び回転資金を除く投資規模は100万バーツ以上でなければならない。ただし中小企業（SME）の投資プロジェクトであれば、土地代及び回転資金を除く投資規模は50万バーツ以上とする。

2・4、中小企業（SME）の範疇に入る事業者は以下の原則を有していなければならない。

2・4・1、奨励を受けた事業、奨励を受けていない事業の双方の事業全体で、奨励申請人は2億バーツ以下の純恒久資産、または土地代及び回転資金を除く投資規模を有していなければならない。

2・4・2、タイ国籍の自然人が登録資本金の51%以上の株式を保有していなければならない。

2・5、生産効率向上のために既存の生産ラインに自動化システムを導入するなど、定められた基準に基づく機械更新投資計画を提出しなければならない。

2・6、以下の権利と特典が得られる。

2・6・1、全ゾーンでの機械輸入関税免除。

2・6・2、土地代及び回転資金を除く、機械更新における投資金の50%の割合で、法人所得税の3年間の免除。ここに既存事業の収入に対する法人所得税の免除を受ける。

2・6・3、法人所得税免除の期間は、奨励証を受け取った後に収入があった日から起算する。

2・7、仏暦2560年12月31日までに投資奨励申請書を提出しなければならず、奨励証の交付日から3年以内に実施を完了しなければならない。

2・8、本奨励策に基づき申請された全ての規模の投資において、投資奨励委員会事務局が既存プロジェクトに対する投資奨励付与を審査、認可する。

第3項 効率改善目的の研究・開発及び工学設計のための投資奨励策

3・1、本奨励策は投資奨励を受けているかどうかを問わず、既存の事業に適用する。投資奨励を受けていない場合は、投資奨励委員会が投資奨励を布告した業種でなければならない。

3・2、既存の投資奨励を受けたプロジェクトは、法人所得税の減免期間が終了した時、または法人所得税免除を受けていないプロジェクトであれば、本奨励策のもとに奨励申請することができる。

3・3、土地代及び回転資金を除く投資規模は100万バーツ以上でなければならない。ただし中小企業（SME）の投資プロジェクトであれば、土地代及び回転資金を除く投資規模は50万バーツ以上とする。

3・4、中小企業（SME）の範疇に入る事業者は以下の原則を有していなければならない。

3・4・1、奨励を受けた事業、奨励を受けていない事業の双方の事業全体で、奨励申請人は2億バーツ以下の純恒久資産、または土地代及び回転資金を除く投資規模を有していなければならない。

3・4・2、タイ国籍の自然人が登録資本金の51%以上の株式を保有していなければならない。

3・5、定められた基準に基づく研究・開発、または工学設計面の投資計画を提出しなければならない。

3・6、奨励申請日から3年間の合計売上額の1%以上の、研究・開発、または工学設計面の投資、もしくは支出がなければならない。中小企業の事業者であれば、奨励申請日から3年間の合計売上額の0.5%以上の、研究・開発、または工学設計面の投資、もしくは支出がなければならない。

3・7、以下の権利と特典が得られる。

3・7・1、全ゾーンでの機械輸入関税免除。

3・7・2、土地代及び回転資金を除く、機械更新における投資金の50%の割合で、法人所得税の3年間の免除。ここに既存事業の収入に対する法人所得税の免除を受ける。

3・7・3、法人所得税免除の期間は、奨励証を受け取った後に収入があった日から起算する。

3・8、仏暦2560年12月31日までに投資奨励申請書を提出しなければならない。奨励証の交付日から3年以内に実施を完了しなければならない。

3・9、本奨励策に基づき申請された全ての規模の投資において、投資奨励委員会事務局が既存プロジェクトに対する投資奨励付与を審査、認可する。

ここに仏暦2557年（西暦2014年）8月19日より施行する。

仏暦2557年9月16日布告

（おわり）